



被扶養者からはずれるとき、届出を出しましょう!

下記のような状況変化があったときは、当健保組合の扶養からはずれることになります。手続きは自動的には行われませんので、ご注意ください。

扶養からはずれることになったら、速やかに当健保組合所定の申請書類を会社の人事担当者に提出してください。詳しくは、当健保組合ホームページ「家族の加入・脱退」をご覧ください。

(<http://www.yokogawakenpo.or.jp>)

被扶養者からはずれるのはこんなとき

1 被扶養者が就職したとき

あなたの扶養からはずれて、勤め先の医療保険に被保険者として加入します。

2 被扶養者であったお子さんが結婚して、結婚相手に扶養されるとき

あなたの扶養からはずれて、結婚相手の医療保険に被扶養者として加入します。

3 被扶養者(60歳未満)の年間収入が130万円(月額平均108,334円)を超えると見込まれるとき

4 被扶養者(60歳以上、または障害者)の年間収入が180万円(月額平均150,000円)を超えると見込まれるとき

あなたの扶養からはずれて、国民健康保険などに被保険者として加入します。再就職したり年金をもらうようになったり、不動産収入等があるときは注意してください。

*健康保険の年間収入とは、税法上の1月～12月や年度の4月～3月など、決まった期間の収入ではありません。連続した12ヶ月間の収入をいいます。よって、どの連続した12ヶ月間をとっても、④にある130万円(または、180万円)未満でなければなりません。

5 別居している扶養者への送金証明がないとき

被扶養者が、被保険者の送金により生計が成り立っていることの証明が必要です。被扶養者の収入額(年金等)以下の送金をしている場合は、生計維持関係が成り立っていないので認められません。あなたの扶養からはずれて、国民健康保険などに被保険者として加入します。

6 75歳以上になったとき

75歳以上(一定の障害のある方は65歳以上)のすべての方は後期高齢者医療制度に加入します。

健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度の対象となった場合は、その被扶養者も健保組合の資格を喪失するため、国民健康保険に加入することになります。

7 退職して、失業給付(日額3,562円以上※60歳以上、または障害者は日額4,932円以上)を受給中は被扶養者とは認められません

8 被扶養者であった配偶者と離婚したとき

9 被扶養者が死亡したとき

被扶養者資格のQ&A

Q 被扶養者が企業に就職して本人として健康保険に入ったのですが、被扶養者から自動的に削除されるんですよね?

A 自動的には行われません。扶養削除には手続きが必要です。被扶養者が就職して、別の健康保険組合や協会けんぽなどに加入したのに、「被扶養者(異動)届」を提出していない場合、2つの健康保険に二重で加入していることになってしまいます。

Q 被扶養者が就職して別の健康保険に入ったにもかかわらず届出を忘れてしまいましたが、保険証は使っていません。健康保険には負担はかかっていませんか?

A 皆さまから納めていただいた保険料の一部は、高齢者医療制度への納付金として国に納めています。この納付金額は、被扶養者を含む加入者数により決められており、「被扶養者(異動)届」を提出しないと、本来支払うべき金額より余計に負担することになってしまいます。健保組合の健全な財政維持のためにも、被扶養者が資格を失った場合は、すみやかに届けてください。

資格のなくなった保険証で受診すると、健康保険組合が負担した医療費をお返しさせていただきます!!

お知らせ

被保険者・被扶養者調査実施について



当健康保険組合では、被扶養者認定時に健康保険法に基づいた厳正なる被扶養者資格審査を行っておりますが、厚生労働省の指導により被扶養者の資格調査を毎年実施することとなっております。

平成28年度につきましては、下記要領にて実施しますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

被扶養者調査対象者

被扶養者の資格があることの証明となる書類を提出いただく対象者

- 配偶者
- 20歳以上(平成28年4月1日現在)、75歳未満(平成28年6月30日現在)の被扶養者

調査内容

- 氏名・生年月日・現住所・電話番号などの確認
- 収入の確認
- 同居・別居の確認
- 別居家族への送金の確認

調査実施時期

- 調査表配布
平成28年7月下旬から約1ヶ月間
- 調査表回収
各事業所(会社)により異なります

詳細については、配布される「調査表記載案内」をご覧ください。

《あらかじめ、審査に必要な書類のご準備をお願いいたします》

- パート・アルバイトをしている方は、給与明細書すべて(賞与・感謝金なども含む)。通帳のコピーは原則認めません。
- 別居家族への送金証明書すべて。手渡しの場合は、被扶養者として認定できません。
- 自営業をしている方は、確定申告書・収支内訳書すべて。必要な場合は、帳簿等も提出していただきます。
- 各種年金をもらっている方は、直近の年金振込通知書。

平成27年度 被扶養者調査表審査後の結果報告

対象者は、配偶者と20歳以上(平成27年4月1日現在)の被扶養者(ただし任意継続被保険者を除く)

被保険者による 削除件数(内訳)	就職	収入増	離婚	雇用保険 受給開始	その他	合計
	53	105	3	1	8	170
健康保険組合 による不認定件数 (内訳)	収入増	送金不足	添付書類無 (審査が行えないため)	その他	合計	
	4	3	4	1	12	



実際に審査を行った結果、被扶養者の資格を喪失していたにもかかわらず、手続きを行わず被扶養者となっていたケースを紹介します。

- ケース1** 就職退職を繰り返し、就職先で健康保険に加入していたにもかかわらず、当健保の保険証を使用していた。
- ケース2** 以前、就職していた会社で傷病手当金を受給しており、退職後も引き続き、受給していた収入があるにもかかわらず、当健保の扶養となっていたことが判明した。
- ケース3** 「雇用保険失業給付を受給しない」という誓約書をかわしていたにもかかわらず、受給していた期間のあったことが判明した。

故意でないにせよ、このような事実が判明した際は、被扶養者の資格要件が失われた日にまで遡り、資格を喪失します。被扶養者ではなかった期間の医療費(7割分)だけでなく、家族出産育児一時金・付加金や高額療養費・付加金などの各種給付金、人間ドックやけんぽ共同健診の健診費等も返還請求の対象となります。

● 扶養に関するお問い合わせ ● 外線:0422-52-5521 担当:品田(内)731-34656/勝俣(内)731-33175